

栄町避難行動要支援者支援計画（概要版）

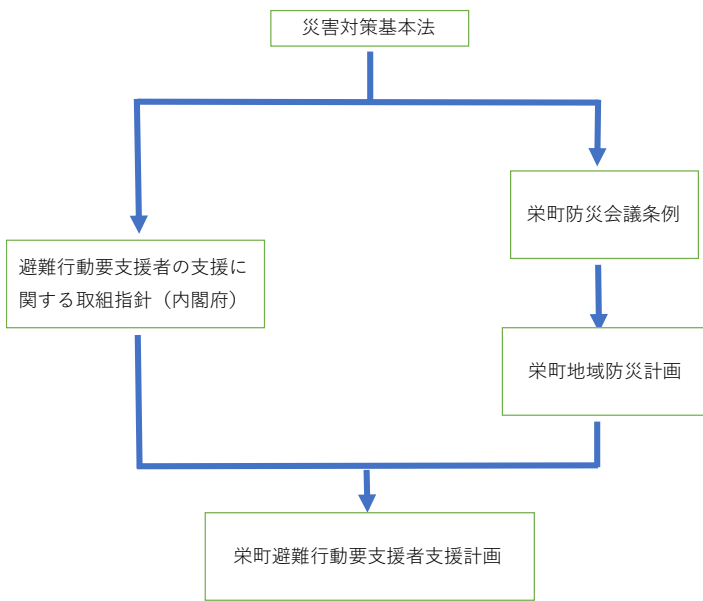
第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

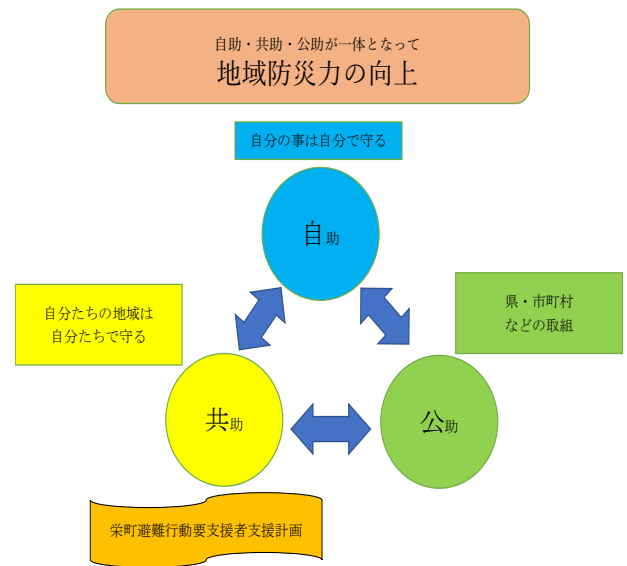
この計画は、町内において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることを目的とするものです。

避難行動要支援者の避難支援体制の整備は、換言すれば「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方を基本とした「地域の支援体制」の整備であり、安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。

【栄町避難行動要支援者支援計画の位置づけ】



【栄町避難行動要支援者支援計画の意義】



2 避難行動要支援者等の定義

(1) 避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）

次に掲げる方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方をいいます。

- ア 75歳以上のひとり暮らしの者 イ 要介護認定者 ウ 身体障がい者
エ 知的障がい者 オ 精神障がい者 カ 妊産婦 キ 難病患者
ク その他避難支援等が必要であると町長が認める者

(2) 避難支援等

避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な支援をいいます。

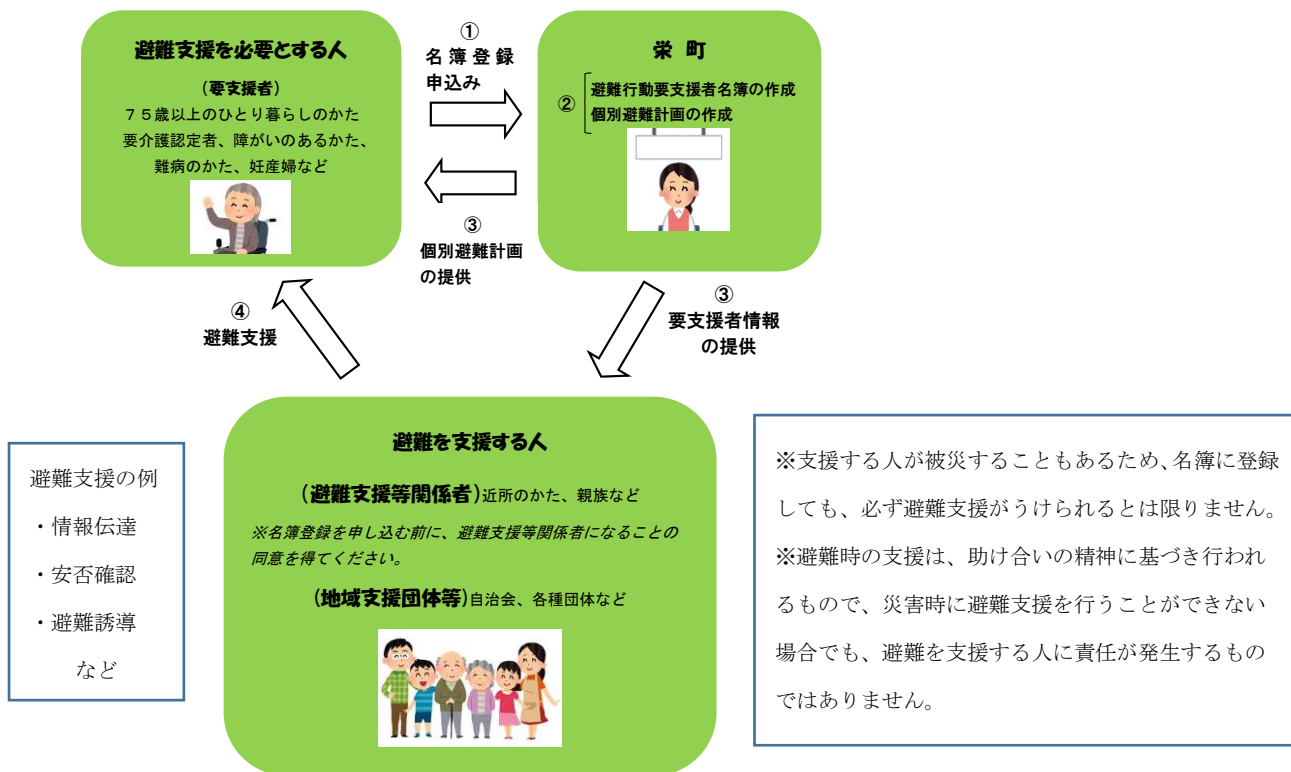
(3) 避難支援等関係者

要支援者の近隣等に住んでいて、普段の見守りや災害時等において避難支援等を行う方や団体をいいます。

(4) 地域支援団体等

自治会等や自主防災組織、栄町消防団、成田警察署、印西警察署、栄町社会福祉協議会、民生委員をいいます。

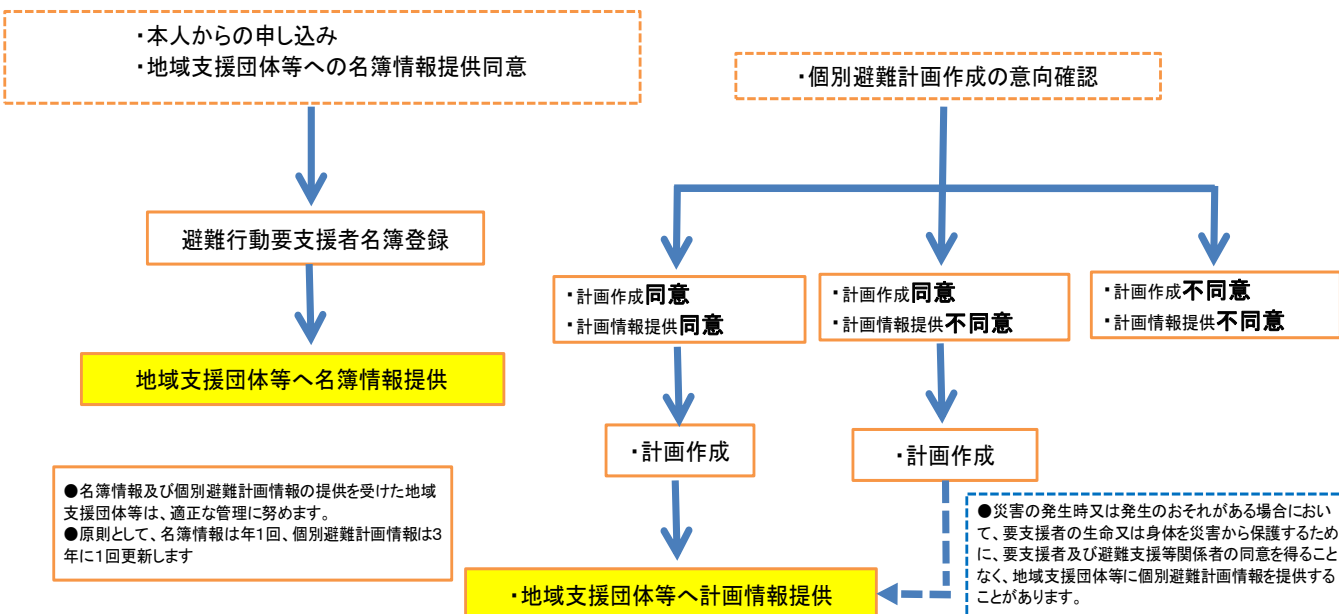
避難行動要支援者支援の概要



第2章・第3章 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、要支援者の災害時の避難行動の支援や安否確認に利用することを目的として、要支援者からの申込に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」といいます。）を作成するとともに、町は要支援者の同意を得た上で、誰が避難の支援を行い、どこの避難所に避難するかなどを、要支援者と協議して個別避難計画を作成します。

地域支援団体への避難行動要支援者名簿込及び個別避難計画提供フロー



第4章 災害時における情報伝達

情報伝達体制及び伝達手段

避難情報の伝達体制については、防災行政無線やさかえメール配信サービス、町ホームページ、SNSなどを活用し、迅速かつ確実に要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備します。

5段階の警戒レベルと避難行動等（原典：栄町地域防災計画災害応急対策編）

警戒レベル	避難情報（発令者）	町民がとるべき行動
5	緊急安全確保（町）	命の危険！直ちに安全確保！ 既に災害が発生している可能性があります。直ちに命を守る行動をとってください。
4	避難指示（町）	危険な場所にいる方は全員避難、自宅が安全なら自宅で避難 災害発生のおそれが高まっており、危険な場所にいる方は、直ちに避難してください。自宅が安全な方は、自宅に留まりましょう。
3	高齢者等避難（町）	危険な場所にいる方は避難、自宅が安全なら自宅で避難 災害発生のおそれがあるため、危険な場所にいる高齢者の方や避難行動に時間を要する方は、安全な場所に避難を開始してください。自宅が安全な方は、自宅に留まりましょう。
2	大雨・洪水注意報等（気象庁）	自らの避難行動を確認 危険な場所にいる方は、避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認してください。
1	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを備える 今後、大雨警報等が発表される可能性があります。災害への心構えを高めましょう。

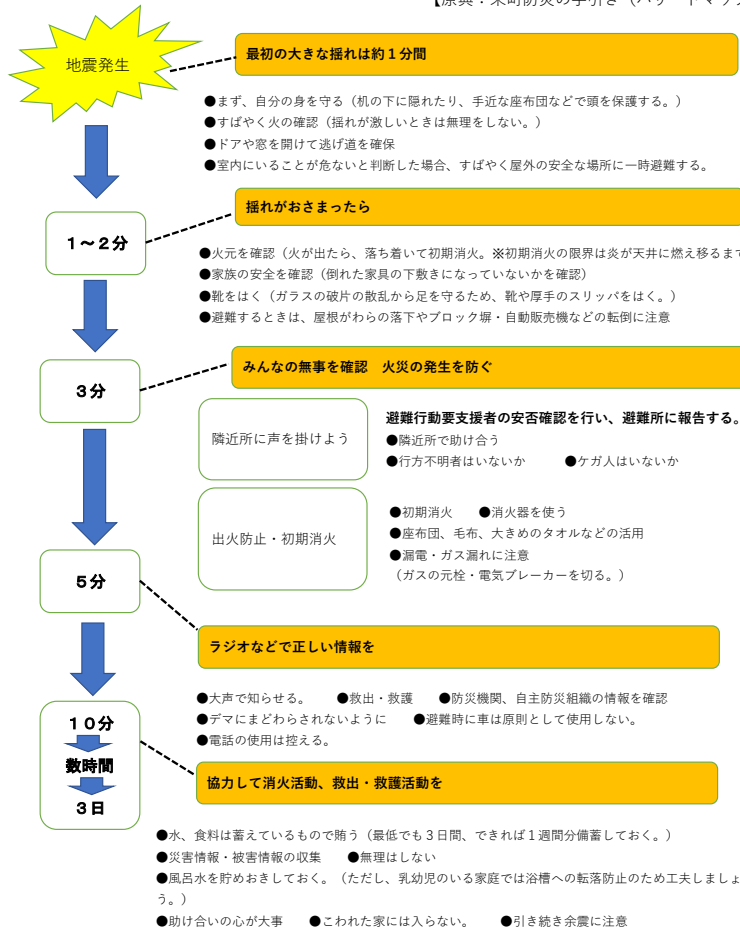
第5章 安否確認及び避難誘導

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難情報が町から発令された場合、避難支援等関係者と地域支援団体等が連携し、自らの身の安全を確保しつつ、要支援者の安否を確認し、その情報を避難所に報告するとともに、必要に応じて、避難支援を行ってください。

●安否確認のイメージ

参考：地震発生時の時間経過別行動マニュアル（室内にいた場合）

【原典：栄町防災の手引き（ハザードマップ）】



●避難誘導の留意点

避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定し、要支援者の状態や特性に応じた適切な避難誘導を行ってください。

※要支援者への配慮の例

●視覚障がいのある人	●肢体障がいのある人
<ul style="list-style-type: none"> ・誘導するときは、腕や肩につかまってもらい、周囲の状況を説明しながら歩いてください。 ・盲導犬を連れている場合は、直接盲導犬を引いたり触ったりしないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・杖を使っている場合は、段差や凹凸のないところを選んで誘導し、車いすを使っている場合は、動き出しのとき「押します」など一声かけ、階段を昇り降りするときは、3～4人で協力して運んでください。 ・車いすが使えない場合は、担架を用意したり、背負ったり、複数の人で抱えるなどして移動してください。
●聴覚障がいのある人	●知的・精神障がいのある人
<ul style="list-style-type: none"> ・背後の様子が分からないので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図してください。 ・コミュニケーション方法には、手話、筆談、身振り、絵、図など様々なものがありますので、その人に合った方法で伝えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安から大声や異常な行動が出て、本人を叱ったりしないで、冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で本人を安心させてください。 ・恐怖心を与えないようにやさしく誘導してください。

第6章 避難所における支援

福祉避難所について

●福祉避難所の指定

令和8年4月1日現在、町内5カ所の社会福祉施設などと協定を締結し、福祉避難所として指定しています。

●受入れ対象者

要支援者のうち、要介護度の高い方や医療的ケアが必要な方で個別避難計画において福祉避難所への避難が定められている方その他町長が必要と認める方とし、介助する方を含めるものとします。

第7章 避難訓練の推進

避難訓練においては要支援者と避難支援等関係者が積極的に参加し、名簿情報及び個別避難計画情報に基づき避難訓練を行うことにより、支援体制の充実や地域の防災意識の向上を図るよう推進していくものとします。

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針【平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府防災担当】に示されている訓練例

- 発災直後の安否確認
- 避難先に一緒に移動することの体験
- 避難支援等関係者と合流する場所（玄関先等）への移動
- 避難先での避難生活の体験

など

【問合せ・連絡先】 栄町役場 健康介護課 地域包括支援班
☎ 33-7709（直通）